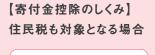
認定・特例認定NPO法人へのご寄付は

税制優遇の対象となり

## ① 寄付者(個人)の税制優遇

# 寄付したお金の 🗪 約50%が戻ってきます。



30代 会社員の例

420万円 課税対象所得 226万円 所得税率 10%

最大約50%の

税額控除 還付 最大1万4.000円

> 所得控除だと 最大5.600円

国•自治体



公益財団法人



計3万円を寄付

20,000円



2,000円



### 確定申告等の手続きは簡単3ステップ!



#### ☑ 領収書受領

認定・特例認定NPO法人に寄付(対価性のない賛助会費等を含む)を して、領収書を受け取ります。







"減税"という形で

キャッシュバック

されるんだね~!



#### ☑ 源泉徴収票入手

寄付金控除は「年末調整」では受けられません。「確定申告(還付申告)」 が必要です。お勤めの方は、勤務先より「源泉徴収票」を入手してください。







ステップ

#### ☑ 確定申告書作成・提出

※受付期間は、例年2月中旬~3月中旬です。

確定申告書を税務署で入手、または国税庁WEBサイトで作成します。 確定申告書に下記を添えて、お住まいの管轄の税務署に提出します。 ・領収証 · 源泉徴収票 · 認定NPO法人寄付金特別控除額の計算明細表







3

ゴール!

#### ☑ 還付金受領

申告内容に問題がなければ、4月頃、還付金が振り込まれます。 ※個人事業主の場合は、確定申告時に納付する所得税から減税されます。



詳しい情報・オンライン作成は国税庁ホームページへ ▶▶▶ https://www.nta.go.jp/ 認定・特例認定NPO法人一覧は内閣府ホームページへ ▶▶▶ https://www.npo-homepage.go.jp/

### ② 寄付者(相続人)の税制優遇 ※特例認定は適用対象外

寄付した相続財産が非課税になります。

【例】6,000万円の相続財産があった場合

このうちの2,000万円を認定NPO法人に寄付すれば 相続税の課税対象額は4.000万円になります。

さらに、相続人の方は寄付した2,000万円について、 「寄付金控除(税額控除・所得控除)」も利用できます。 \*表面参照

※上記は金銭の場合です。不動産等は扱いが異なる場合があります。

課税対象額が 6,000万円 → 4,000万円に! 6,000万円 課税対象額 4,000万円 寄付金 2,000万円

#### ③ 寄付者(法人)の税制優遇

# 損金算入限度額\*\*の枠が拡大されます。

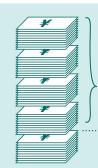
一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

#### 認定NPO法人に寄付をした場合の損金算入限度額

— 一般損金算入 限度額 +

特別損金算入 限度額

【例】資本金1億円、所得金額2,000万円※2 の場合の 寄付金損金算入限度額



損金算入限度額が拡大!! 18万7,500円➡100万円に!

特別損金算入限度額 812,500円

-般損金算入限度額 187,500円



※1 寄付金には損金算入限度額があります。「損金算入限度額」とは、損金(法人税法上認められている費用、損失など)としてできる限度額をいいます。

※2 寄付金支出前の金額。



#### 認定NPO法人とは

認定(特例認定)NPO法人は、所轄庁(都道府県・政令市)から「その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する」と認定(特例認定)を受けたNPO法人です。 公益性や透明性、社会的信頼性が高く、寄付促進税制等の優遇税制も対象となります。

任意団体

認証

法人格付与

**NPO法人** (約50.000法人) 認定

税制優遇付与

<sub>約2%</sub> 認定•特例認定

**NPO法人** (約1,000法人)

発行日: 2018年5月1日

発行者: 認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 TEL: 03-5439-4021 Eメール: npoweb@abelia.ocn.ne.jp

http://www.npoweb.jp/

デザイン:佐藤真喜子

Supported by UD本 THE NIPPON 就同 FOUNDATION

お問い合わせ先